

第3回特許庁政策推進懇談会 コメント

2022/6/1 山内 勇

5. ライセンス促進策の検討（及び 3. 知財経営支援機能の INPIT への集約）について

INPIT への機能集約・強化や、ライセンス促進策の検討はぜひ進めていただきたい。特に、経営資源であるヒト、モノ、カネ、情報のうち、ヒト（相談・助言等）と情報（開放特許情報データベースの整備等）について INPIT の機能を集約・強化することで、カネ（特許料等の減免等）の面からの支援の効果も強まると考えられる。また、経営資源のすべてがワンストップで提供されていた方が分かりやすく、シナジーも発揮されると思われるため、INPIT に助成金交付機能を付加することにも賛成である。

（1）関連する実証分析

【日本の特許を対象にした Pledge（不行使誓約）の分析】¹

- ・不行使誓約された特許はそうでない特許に比べて、被引用件数の伸びが非常に大きい（全体平均がマイナス 0.11 件であるのに対し、不行使誓約特許はプラス 0.569 件）
 - ・分野によって誓約の対象となる特許の特徴や効果はかなり異なる（ソフトウェア分野では他社の注目度の高い特許が開放されており効果も大きいですが、環境分野では自社にとって重要な特許が開放されているものの被引用件数はさほど伸びない。分野によって、開放特許の利用に必要な設備・能力等が異なることも影響していると考えられる。）
 - ・ただし、いずれの分野においても、不行使誓約された特許を引用した企業の研究開発活動は促進されている。
- Pledge は技術知識の活用機会を高めるため、重点分野における開放特許の維持料金を下げることや、開放特許情報データベースの利用促進等も検討に値する

【INPIT の開放特許情報データベースの利用状況に関する分析】²

- ・開放特許情報データベース（DB）に特許等を登録している企業・大学に対するアンケート調査によれば、DB に登録した特許等について 1 件も問い合わせがなかったケースは 77%、1 件も成約に至らなかったケースは 90%。

¹ 山内勇・山口明日香・古田嶋勇介「特許権の開放による知識共有とイノベーション」特技懇, 296, 51-61, 2020年

² 米山茂美・山内勇「開放特許の成約件数はなぜ少ないのか—特許開放の誘因と成果に関する分析結果より」知財管理, 71(6), 749-764, 2021年、山内勇・米山茂美「特許開放の実態と決定要因及びその効果に関する実証研究」日本知財学会誌, 17(1), 4-22, 2020年

- ・問い合わせを増やすには学会等での発表や開放すべき特許の選択が重要で、成約に至る確率を高めるには自社における製品化・事業化の実績が重要
- 利用されやすい特許が DB に登録されるような設計・仕組みが必要。

【ドイツのライセンスオブライイトに関する実証分析】³

- ・ライセンスオブライイトによって特許の私的価値（主に更新の意思決定にかかる主観的価値）は上昇するが、特許庁の収入は減少する。
- ・維持期間が長くなるにつれてコストセービングの目的が多くなる。
- 大企業を減免の対象に含めると財政の悪化は大きいことが予想される。
- コスト節約目的での開放にも減免が適用されると、実施されない特許など質の低い特許の維持期間を無駄に延ばすことになり、社会的な効率性を悪化させるおそれがある。（ただし、日本の減免制度についての実証研究において、中小企業に対する減免は維持期間を5年程度延ばすが、被引用件数や自社実施率は高まっているとの分析結果もある⁴。）

（2）ライセンスオブライイトについて

【疑問点】

- ・ここでの目的はライセンスの促進や特許料の減免を通じた「中小企業の支援」なのか。
- 「ライセンスの促進」が主な目的であれば大企業も含めた方が良い。その場合、料金の減免については中小企業のみ、開放特許データベースの整備等では大企業も含めるという形になると思われる。

【検討を要する事項】

- ・特許料の減免でライセンスを促進する際には、コスト節約目的を排除するため、維持期間が比較的短い時期に対して料金を減免する必要があると思われる。しかし、中小企業についてはすでに半額になっており、追加的な減免にどれほどの効果があるかは検討が必要と思われる。
- ・料金減免という”カネ”の面での支援の余地が小さいのであれば、”ヒト”や”情報”についての支援も重要であり、INPIT の開放特許情報データベースの活用や支援機能のワンストップ化は補完的な役割を果たす可能性がある。
- ・「誰にでも」ライセンスするという条件を付けると、利用のハードルはかなり高くなる可

³ Rudyk, Ilja, 2012. "The License of Right, Compulsory Licensing and the Value of Exclusivity," Discussion Paper Series of SFB/TR 15 Governance and the Efficiency of Economic Systems 415, Free University of Berlin, Humboldt University of Berlin, University of Bonn, University of Mannheim, University of Munich.

⁴ 大西宏一郎「特許の審査請求料等の減免制度の利用が企業の特許登録等に与える影響」特許研究(68), 35-50, 2019、大西宏一郎・西村陽一郎「中小企業における特許保有・営業秘密とパフォーマンスの関係ー特許審査請求料・特許料減免制度の非連続性をういた分析ー」日本知財学会誌(15), 68-85, 2018年

能性がある。条件は明示するが開放の対象はある程度選択できる仕組みにすることも検討に値する。

(そもそも、未利用で開放可能な特許権をあえて維持するのは、将来使うかもしれないという理由の他にも、悪意のある第三者や競合企業が入ってきたときの防衛策としての意味合いも強いと思われる。競合する(大)企業にも無差別にライセンスしなければならないとなると、制度利用のハードルはかなり高くなる可能性がある。不行使誓約の場合でも、攻撃してくるものが現れた場合には、誓約を終了したり防衛のために権利を実施したりする旨の条件が付いていることが多い。)

- INPIT の既存のデータベースも活用しつつ、対象・条件が見える化された開放特許データベースを構築することも考えられる。その際、特許料の減免対象(成約に至ったもののみか、中小企業のみか等)や減免の額、一度開放データベースに登録したものを後から非開放にできるか等も含めて、検討を深めていく必要がある。

※開放特許情報データベースの利用が進んだ場合、過失推定の問題なども発生しやすくなる可能性はある。例えば下請けや孫請けが条件付の無償ライセンスでソフトウェア(OINなど)を利用していた場合などに、最終製品のメーカー・販売企業が下請けの利用したソフトウェアやそのライセンス条件を完全にチェックするのは困難と思われる。

11. 審判・裁定の料金改定（及び 4. 一事不再理の考え方の見直し）について

審査の加速化と質向上は矛盾するものではないが、加速化すれば当然、質には負の影響が出てくる。実際、審査の着手を早めると審判発生率や審判成立率が高まるという実証結果も出ている⁵。したがって、加速化と同時に質を高める取り組みを充実させていくことが両立には必要である。その「事前（最終処分の前）」の段階での取り組みがサーチ外注⁶や、データベース整備、他庁との審査協力などであり、審判は「事後」の段階での品質向上の取り組みと言える。特に審判制度は、審査プロセスの加速化が進むほど、その負の側面（審査エラーの増加）を修正する機能としての重要性が増していく。そのため、一事不再理の考え方の見直しや料金体系の適正化は極めて重要な政策課題と考える。

ただし、特許制度の利用にかかる料金のうち、どの部分で適正化を図るかについては、エビデンスに基づいた慎重な検討が必要と思われる。

【料金改定に関する検討事項】

審判には、補正機会の提供という役割もあるが、審査にかかるエラーの修正という役割も大きいと考えられる。審査エラーの修正という役割を重視するのであれば、審判の実費は審査請求料など審査の初期段階で回収する方がよい可能性がある（審判の段階で回収しようとする、審査のエラーを修正してもらうために出願人が追加的な費用を支払う形となるため）。したがって、審査プロセス全体にかかる実費を、どの段階でどの程度出願人に負担してもらうかは慎重な検討が必要である。

審査を早めれば審査にかかる 1 件当たりの実費は減少すると思われるが、その反面、より実費の高い審判の発生確率を高めることになる。したがって、仮に審査を早めて事後的に修正する機会を増やすという方針であれば、事前の段階で実費を大幅に上回る審査請求料を支払ってもらい、事後的な修正については実費よりかなり低い額に抑えるといった形も考えられる。

その際、審査請求された案件の中でも早期権利化のニーズは異なるため、すべての案件の速度を一律で高めるよりは、より急いでいる案件の審査結果をより早く出す方が、ニーズへの対応という観点からは望ましい可能性もある。例えば、早期審査制度を誰でも（大企業でも）使えるよう要件を緩和したうえで、早期審査料を課すことで審判の実費の一部を回収することも検討に値すると思われる（その際、資力のないものには料金を減免する、あるいは現在と同様に無料で請求できるようにするなどの手当ては必要と考える）。

⁵ Sadao Nagaoka and Isamu Yamauchi (2022) “Information constraints and examination quality in patent offices: The effect of initiation lags,” *International Journal of Industrial Organization*, 82, 102839

⁶ サーチ外注によって審判の発生率が低下することや審査期間が短くなることも実証的に確認されている。Isamu Yamauchi and Sadao Nagaoka (2015) “Does the outsourcing of prior art search increase the efficiency of patent examination? Evidence from Japan,” *Research Policy*, 44, 1601-1614